

令和7年度モニタリングシート

【施設名等】

施設名	大洲市総合福祉センター	位置	大洲市東大洲 270 番地 1
指定管理者名	社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会	所管課	大洲市健康増進課 TEL0893-23-0310

【施設の概要】

設置年月日	平成 11 年4月1日	構造	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建て
設置目的	市民の福祉増進及び福祉意識の高揚を図るため、大洲市総合福祉センターを設置する。		
施設機能	児童・高齢者・障がい者等を含めたすべての市民が自助、協助の精神を培い、明るい社会を目指す、保健・福祉の総合的な拠点施設です。		
利用料金等	大洲市総合福祉センター条例第14条による徴収		
開館・閉館	開館 午前8時30分 閉館午後10時		
指定管理業務内容	施設管理に関する基本協定書のとおり		
施設管理体制	常務理事〈事務局長〉1名、総務福祉部長1名、嘱託〈常勤〉職員1名 宿日直職員 3名		

【施設利用者数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
R7年度	3,929人	4,888人	5,165人	5,392人	4,455人	4,239人	5,239人
R6年度	3,997人	4,492人	4,434人	4,935人	3,989人	4,376人	5,364人
比較	△68人	396人	731人	457人	466人	△137人	△125人
	11月	12月	1月	2月	3月	計	
R7年度	4,603人	4,678人	3,585人	5,028人	4,471人	55,672人	
R6年度	5,137人	4,434人	3,823人	4,756人	4,393人	54,130人	
比較	△534人	244人	△238人	272人	78人	1,542人	

【指定管理者としての収入・支出(決算)】

収入内訳	収入金額	支出内訳	支出金額
大洲市受託金収入	37,070,000	人件費	10,942,196
利用料収入	1,919,330	法定福利費	856,724
手数料収入	276,011	事務費	21,124,044
負担金収入	998,904	業務委託費	11,162,364
受取利息配当金収入	5,228	手数料	200,975
事業区分間繰入金収入	1,200,000	施設損害保険料	59,530
		租税公課	623,400
合 計	41,469,473	合 計	44,969,233

※指定管理料 37,070,000 円

【サービス向上に向けた取り組み】

R7 年度	ロビーに設置しているロッカーについて、故障箇所の修繕を行い、すべてのロッカーが利用可能となるよう改善を行いました。また、センター利用者が多く駐車場の混雑が予想される日については、事前に利用状況を把握し、臨時駐車場を確保するなど円滑な施設利用に努めました。さらに、例年同様、施設設備の故障や不具合については迅速に対応し、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう適宜修繕を実施しました。加えて、利用者からの問い合わせや要望に対しても丁寧かつ迅速な対応を心掛け、利用者が快適に施設を利用できる環境整備に継続して取り組みました。
R6 年度	令和6年度より利用料金が1時間単位となったため、実際に必要な時間のみの利用ができるようになりました。料金の計算が複雑になりましたが、内部でのチェック体制を強化し対応しました。空調機については夏の冷房が十分に機能するよう改修を行いました。また、消防設備、電気使用設備及びエレベータ設備についても安全に施設利用できるよう修繕を行いました。経年劣化により施設の各設備が不調となりましたが、その都度迅速に対応しました。

【利用者から要望と対応状況】

利用者からの苦情・要望等	利用者からの苦情・要望への対応
1階がいつも暗いです。新聞が読みにくいので明るくしてもらえればうれしいです。(意見箱への投稿)	ロビーの蛍光灯の本体の多くが故障していたため、LED化して全照明が点灯するよう修繕を行った。

【指定管理者の自己検証】

1. 協定書や仕様書に基づき、適正な施設・設備の利用提供事業の実施に努めました。 2. 総合福祉センター内の所管課で毎月1回連絡調整会を開催し、調整及び検討を行いました。 3. 専門性を必要とする業務については、適性かつ効率的な管理運営が行えるように、外部業者に委託して維持・管理を行いました。またセンターの安全性と利便性を高めるために、経年により故障や劣化した設備等の修繕を実施しましたが、築27年目を迎え、修繕の際に部品調達ができないケースも出てきており、今後、設備の計画的な更新について検討する必要性があります。 4. 外部委託した専門業務については、経費の節減と業務の質の向上を目的に、入札や複数の業者に見積を依頼するなど経費の縮減に努めました。 5. 「個人情報の保護に関する法律」、「大洲市社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき、個人情報を適性かつ安全に取り扱い、適切な管理に努めました。 6. 安全管理については、BCP の作成及びエレベータ救出訓練等を行いました。 7. 消防法に基づいて、全館で通報訓練、避難訓練、消火訓練を実施しました。 8. センター窓口に設置している「意見箱」で、利用者の意見・要望の把握に努めました。
--

【施設所管課の検証・評価】

令和7年度においても、仕様書および協定書に基づき、市民の福祉増進の拠点として適正に管理・運営されていた。また、施設の修繕や美化に的確に対応し、各種訓練を実施するなど、利用者が安全かつ安心して施設を利用できる環境づくりやサービス向上にも努められてきた。 今後も月例連絡調整会を継続しながら、施設の計画的な更新についても協働していきたい。
